

#### ④差別投書・落書き・電話

福岡県では、立花町で痛恨の事実が明らかになった。二〇〇三年一月三日に発覚して以来、真相究明に取り組んできた「立花町連続差別ハガキ事件」は、二〇〇九年七月七日、「被害者」が「自作自演」であったとして偽計業務妨害罪容疑で逮捕され、一月二十六日、懲役一年六カ月、執行猶予四年の有罪判決を受けた。このことについて、部落解放同盟福岡県連合会は一月二四日、「『差別ハガキ偽造事件』について-最終見解と決意」を公表し、県連としての謝罪と第三者機関の設置による提言を受けた再発防止など、今後の組織としての課題について明らかにした（全文については、『解放新聞』[福岡県版、二〇〇九年一月三〇日付]、および『解放新聞』[中央版、二〇〇九年一月二一日付]に掲載されている）。

東京都では、二〇一〇年二月一〇日と一五日、東京都葛飾区内の葛飾区総合スポーツセンター内および周辺の案内板や掲示板、中川左岸のジョギングコースのフェンスに設置されている建設事務所の警告板など、計九カ所に「〇〇〇〇〇エッタ！」（〇〇〇〇〇はテレビ番組有名司会者の名前）、「ゴミ屋非人」、「ゴミ屋 エッタ！」、「部落！」などと書かれた差別落書きが見つかった。この地域は同和対策仮奥戸集会所や清掃工場奥戸分室・コンテナ中継所のすぐ裏手である。葛飾区においては二〇〇一年一月から、同一犯による差別落書きが今回を含め二〇件（三五カ所）発生している。自動販売機や電信柱、公園や町会の掲示板、トイレやゴミ集積所等々、大胆な差別落書き行為が繰り返されている。今回も落書きの文字や形態から同一犯と推測できる。

東京都では、さらに、通信会社のA社が入居するビルの六階男子トイレ壁面に、「エタ死ネ」と黒ボールペンのようなもので書かれた差別落書きが、二〇一〇年三月九日に発見された。発見者はA社の社員。A社はこの一〇階建てのビルの三階から九階に賃貸入居している。差別落書きの発見後、A社は写真撮影・記録、行政などへの報告を行い、行政は現場確認をして落書きを消去、社員への周知文を出すなどの取り組みを行った。さらに、警備員による巡回、ビル入居者らへの周知文の貼りだし、差別落書きにたいする迅速な対処、再発防止の取り組みを行った。部落解放同盟東京都連合会人権対策部、当該支部は三月一九日、A社から今回の差別落書き事件の報告書を受けるとともに、話し合いをもった。A社は、今回の差別落書き事件について「当ビルは、他社も入居する雑居（賃貸）ビルで当社員以外の人出入りも十分可能であるが、当社員以外の人可能性はきわめて低い状況」との認識を示すとともに、差別落書きが書かれた時間帯は三月九日の夕方から発見時の同日午後八時五五分であることが分かっている、と述べた。都連からは、「差別落書き行為者を特定するに至っていないが、A社が『悪質な差別落書きを許さないこと』を周知する努力と同和研修の充実をはかり、再発防止の取り組みをすることが重要」と問題提起し、再度、話し合いをもつことを確認した。

広島県では、福山市連続差別投書事件が起きている。二〇一〇年一月七日、福山市内の被差別部落にある建設会社に二通の文書がファクシミリで送られてきた。一通は「賤民・

〇〇建設」と実名が書かれ、二通めは「福山部落地区の人間の思考は歪んでいる ZE」と書かれていた。九日には、筆跡からして同一人物によると思われる年賀はがきが福山市役所に送りつけられた。内容は「福山の部落地区の人間は汚れている」というもので、差出人には福山結婚差別裁判（一九五六年）に関係した歴史上の名前が使われていた。さらに一五日には、やはり同一と思われる人物から、部落解放同盟員宅に「オレ様の人権を徹底的に侵害し続けてき人間の中に部落出身者が含まれていた事には驚いた」との内容のはがきが送られてきた。受け取った同盟員に心当たりはなく、差出人は「同和地区地名総監全国版所有者福山市□□町△△△△」と書かれていた。（□□は実在の地名、△△△△は架空の人物）

香川県では、第四五回総選挙投票日を間近に控えた二〇〇九年八月二〇日、高松市内において賤称語を含んだチラシが貼り付けられているのが発見された。高松市立日新小学校東側歩道に設置されていた衆議院小選挙区ポスター掲示板上に、香川県職員・高松市職員それぞれが通勤途中に発見。実在する三名の歯科医の名前をマジックで書きコピーしたうえに、ボールペンで「死ね〇〇部落の非人共 エタ漁師」（〇〇は地域名）と書かれていた。高松市は、警察に通報するとともに、再発防止のため選挙管理委員会は市内の掲示板を巡回検査。公職選挙法に抵触することから、告発等も検討している。また、同月二七日には高松市鶴尾出張所、高松市立鶴尾小・中学校前の電柱の計三カ所にも同様のチラシが貼り付けられているのが発見された。このチラシには、八月二〇日に書かれていた三名うち一人の名前が書かれ、その人物に対し賤称語を用いて誹謗・中傷する内容が書かれており、同一犯であると推定される。

長野県では、二〇一〇年二月二日午前九時一〇分ごろ、長野市役所人権同和対策課へ、男性の声で結婚調査だとして、あからさまに改良住宅に関する問い合わせをする差別電話があった。部落解放同盟長野県連合会長長野市協議会は、重大な差別事件として長野市に対して人権・同和啓発の徹底・充実を申し入れた。差別電話に対応した職員によると電話の相手は壮年の男性と思われる声だったという。電話のやりとりはつぎのとおり（要約）。

男性「A地区の住宅について聞きたい」

職員「どのような内容ですか」

男性「B地域のA地区の住宅は同和対策事業の住宅ですか。それからC地区、D地区、E地区にも同じような住宅がありますか」

職員「質問の趣旨は何ですか。なぜそのような質問をするのですか」

男性「A地区以外で同様な事業で作られた住宅があるかないかを聞いている」

職員「なぜ聞くのか」

男性「結婚に関する調査です」

職員「当課は人びとの間に残る差別意識をなくす啓発を行っている。出身地などで差別することは許されないというとりくみをしている。あなたの質問の趣旨自体が人権侵害に当たります。当課ではお答えできません」

男性「ほかの地区にもあるということですか」

職員「その質問自体が人権侵害にあたります」

男性「どこで聞けば教えてもらえますか。興信所ですか」

職員「その質問自体することも、答えることも人権侵害です」

男性「分かりました」（と言って電話を切る）

和歌山県では、二〇〇九年六月八、九日の二日間で六回にわたり匿名の差別電話事件が御坊市で発生した。二〇〇八年九月にも同じような差別電話事件が田辺市であり、部落解放同盟和歌山県連合会としては、一方的にかけて切られる匿名電話への対応はむずかしいが、継続して取り組みをすすめる意向を示している。差別電話事件は、六月八日、まず御坊市都市建設課に匿名電話が入り、担当者が不在で電話が切れる。つぎに日高振興局地域振興部に電話をかけさせ「なぜ、行政はいつまでも同和関係を特別扱いするのか」「同和地区には公有地に犬小屋を設置している」などの差別発言をくり返した。同日、ふたたび都市建設課に匿名電話があり「道路上にナンバーのない車が放置されている。〇〇（地区名）にも車が放置されている。同和地区だから市は何もしないのか。地区住民から問題にされるのが怖いのか」と露骨な差別発言をくり返した。また、地域振興部に電話し、携帯電話にかけ直させ、これまでと同じ内容の差別発言をくり返した。さらに、日高振興局福祉保健部に携帯電話にかけ直させ「御坊市島の道に犬小屋をおいて犬を飼っているところがあるやろ。そこは同和地区や。三年前、御坊市の職員と区長に話しに行ったが、ごねていうことを聞かない」「同和地区やから指導できんのか。恐ろしいんやろ、集団でやってくるからこわいんやろ」と差別発言を重ねた。

翌日も、福祉保健部に電話をかけさせ、「あいつらみんなゆすりたかりだ。同和地区をそんなにしたのは行政のせいである。人権啓発は大事なこと。見て見ぬふりをしたらダメ。御坊市内は五〇%が同和の人だ」と一方的に差別発言をして電話は切れた。